平成30年労第440号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成30年3月8日付けで再審 査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法による療養 補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成28年7月21日、A所在の会社B(以下「会社」という。)に 雇用され、Cにおいて清掃業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年4月21日、帰宅途中、左右の目の焦点が合わなくなり、 同月28日、D医療機関に受診したところ「複視、(両)近視性乱視」と診断され、 同年5月1日、E医療機関に転医し「頭蓋内占拠性病変の疑い、右眼窩炎症性偽腫 瘍(リンパ腫疑い)、複視、左眼瞼下垂」と診断され、同年6月22日、F医療機 関に転移し「右眼窩静脈瘤疑い」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年10月22日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、本件請求に係る「複視、頭蓋内占拠性病変の疑い、右眼窩炎症性偽腫瘍(リンパ腫疑い)、左眼瞼下垂、右眼窩静脈瘤疑い」(以下「本件疾病」という。)は、過重労働及びパワハラにより発症した旨主張するので、以下検討する。
- (2)本件疾病については、業務との相当因果関係が認められている労働基準法施 行規則(以下「労規則」という。)第35条に基づく別表(以下「労規則別表」 という。)第1の2第1号から第10号までのいずれにも列挙されている疾病 には該当しないことから労規則別表第1の2第11号に掲げられた疾病に該当 するか、以下検討する。
- (3) 医学的所見について検討すると、以下のとおりである。
 - ア G医師は、平成30年1月12日付け意見書において、複視と診断し、「検査で左下外斜視を認め、明確な発症原因は不明、過重労働との関連性及びパワハラとの関連性については極めて低いと思われる。」と述べている。
 - イ H医師は、平成29年12月21日付け意見書において、「検査で、左眼の 眼球運動制限を認めたが、その他眼科検査では異常なし。頭部MRIで、右眼 窩内側壁下直筋中心に腫瘍を認め、頭蓋内、眼窩周囲の腫瘍性病変の疑いで F医療機関へ紹介。発症原因や就労、心理的負荷によるかは不明」と述べてお り、同意見書に添付されたCT検査報告書によると、「脳実質、脳室、脳槽系 に明らかな異常は指摘できない。両側眼窩、副鼻腔、乳突蜂巣に明らかな異常 は指摘できない。」と所見している。
 - ウ I 医師は、平成29年12月28日付け意見書において、「視力(1.2) と問題なし。Hess 検査で眼球運動障害を認めた。MRIにて、右眼窩静脈瘤 の疑いと所見し、発症原因については不明。静脈瘤自体は長時間労働と直接 の因果関係はないと思うが、疲れにより複視の増悪は可能性がある。心理的

負荷によるものではない。」と述べている。

- エ J医師は平成30年2月26日付け意見書において、「疾病名を複視、左眼 瞼下垂、(両)近視性乱視」とし、「過重労働及び心理的負荷によって、上記 疾患が生じる可能性は考えにくい。右眼瞼の静脈瘤の発症原因は不明で、複 視に影響を及ぼしているか否か断定はできない。」と述べている。
- (4) 本件請求に係る一件記録及び各医師の意見や診療録等の医学的所見を精査したところ、その診断名は各医師ごとに異なるものの、本件疾病に含まれる各疾病について、G医師、H医師及びI医師はいずれも「発症原因については不明」と意見し、また、J医師も「右眼窩の静脈瘤の発症原因は不明」と意見しており、これらの所見からは、本件疾病発症と業務との医学的な因果関係は認められない。
- (5) なお、請求人は過重労働及びパワハラにより発症した旨主張し、I医師は、「長時間労働と直接の因果関係はないと思うが、疲れにより複視の増悪は可能性がある。」と述べているところ、これは、請求人の労働や疲労状況について検討した上で述べているものではなく、あくまでも可能性を述べているものであり、G医師、H医師及びJ医師は、過重労働及びパワハラと本件疾病との関係は極めて低い、不明ないし無しとしており、本件に係る資料及び医学所見を精査したが、請求人の主張を認めるに足りる根拠を見いだすことはできず、本件疾病が過重労働及びパワハラにより発症したとは認められない。
- (6)以上のとおり、本件疾病は、労規則別表第1の2第11号に掲げられた疾病に 該当せず、業務に起因するものとは認められない。
- (7)なお、請求人は、会社の対応等についての縷々意見を述べているが、あくまで、本件における審理の対象は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によると認められるか否かであり、上記判断に影響を与えるものではないことを付言する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月29日